

# 令和7年度 刈谷市民間住宅 省エネ改修等補助金 申請の手引き

刈谷市では住宅の省エネ化を推進するため、住宅について省エネ改修等を行う方に  
対し補助金を交付します。



## 【申請及び問合せ先】

刈谷市役所 建設部建築課

電話：0566-62-1021

電子メール：[kenchiku@city.kariya.lg.jp](mailto:kenchiku@city.kariya.lg.jp)

## 目 次

---

○ はじめに	1
○ 用語	1
○ 補助対象要件の早見表	3
○ 補助対象事業	4
○ 補助対象者	7
○ 補助対象経費	8
○ 補助金の額	10
○ 申請の手続	11
・交付申請から実績報告までの流れ	
・交付申請	
・変更承認申請（該当者のみ）	
・計画の中止等（該当者のみ）	
・実績報告	
・交付申請兼実績報告の留意点	
○ 交付の取り消し及び補助金の返還	15
○ 記載例	15
・交付申請書（様式第1号）	
・補助対象事業費 内訳書（様式第1号 別紙1）	
・補助対象事業費 内訳書（様式第1号 別紙2）	
・補助対象事業費 内訳書（様式第1号 別紙3）	
・変更交付申請書（様式第3号）	
・中止（廃止）届（様式第5号）	
・申請取下届（様式第6号）	
・完了実績報告書（様式第7号）	
・施工チェックリスト（様式第7号 別紙）	
・代理請求及び代理受領同意書（様式第8号）	
○ よくある質問	26

## はじめに

本補助金は、当初の請負契約を締結する前に、申請が必要となります。また、交付決定通知前に契約・事業着手した場合は、補助金の交付を受けることができません。

さらに、当年度の予算規模や申請状況等により年度途中で申請を締め切る可能性もありますので、申請をご検討される際は、事前に刈谷市建築課までご相談ください。

## 用語

用語	定義
住宅	市内に存する一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいいます。店舗等の用途を兼ねる場合、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含みます。
省エネ基準	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。
ZEH水準	日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号。以下「表示基準」という。)に定める断熱等性能等級5(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。)及び一次エネルギー消費量等級6の基準を満たす住宅の省エネ性能の水準をいう。
B E L Sによる評価等	建築物のエネルギー消費性能に關し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項(令和5年国土交通省告示第970号)に規定する表示すべき事項に係る第三者による評価又は当該表示すべき事項に係る自己評価をいう。
省エネ診断	住宅の現状における省エネ性能を省エネ基準等を踏まえた客観的な方法で調査及び評価をし、診断書にまとめることをいう。

【次ページに続きます】

省エネ改修	省エネ基準又はZEH水準を満たす省エネ性能を確保するための開口部、躯体等の断熱化に係る工事及び設備の効率化に係る工事をいう。
全体改修	省エネ改修後の住宅全体が省エネ基準又はZEH水準を満たすことについて、BELS等の第三者の評価・認証を受けているもの（取得予定を含む）をいう。
部分改修	住宅の部分について、複数の開口部（窓、ドア）を対象とした断熱改修工事を含む省エネ改修工事をいう。

## 補助対象要件の早見表

補助対象要件について、以下の表により整理します。

区分		要件	
共通		<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金の交付決定後に契約・着手すること</li> <li>申請年度の2月末日までに事業を完了すること</li> </ul>	
省エネ診断		<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅性能評価等により、対象住宅の省エネ性能を事前に把握していないこと</li> <li>省エネ設計、改修補助を申請する際に必須ではありません</li> </ul>	
省エネ設計・改修	省エネ設計		<ul style="list-style-type: none"> <li>改修後の住宅が省エネ基準又はZEH水準を満たすことについて、BELS等の第三者機関による評価・認証を受けていること（取得予定であるものを含む）</li> <li>床面積が300平方メートルを超える木造住宅においては、構造計算により地震に対する安全性を確認すること</li> <li>床面積が300平方メートル以下の木造住宅においては、構造計算または国土交通省において定める必要な壁量等の基準に適合すること</li> </ul>
	全体改修	省エネ基準	
		ZEH水準	
	省エネ改修	省エネ基準	
	部分改修	ZEH水準	

※1 現状、省エネ基準を満たしている住宅及び住宅の部分にあっては、ZEH水準を満たすよう改修を行うものに限る

※2 昭和56年5月31日以前に着工したもののうち、耐震診断により構造安全性が確かめられたもの、または省エネ改修の完了までに耐震改修等を行うものは、この限りではない

## 補助対象事業

次の1から2のいずれかに該当するものとします。

- 1 住宅の省エネ診断を行う事業
- 2 住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び住宅の省エネ改修を行う事業で、次のいずれにも該当するもの
  - (1) 次のいずれかに該当するもの
    - ア 全体改修
    - イ 部分改修 以下の表に掲げる仕様の工事に限る
    - ウ 全体改修と併せて実施する構造補強工事
  - (2) 事業を行う住宅が次のいずれにも該当するもの
    - ア 地震に対する安全性が以下の表(7ページ)に定めるいずれかの確認方法により確認できるもの
    - イ 現に省エネ基準を満たしている住宅にあっては、ZEH水準を満たすよう改修を行うもの
    - ウ 現にZEH水準を満たしていないもの

### 部分改修において対象とする仕様

#### 1 開口部(窓、ドア)の断熱改修工事

区分	仕様(それぞれにつき各号のいずれかに該当すること。)
省エネ基準	<p>(1) 国土交通省所管の「子育てエコホーム支援事業」において開口部の改修(「断熱等」の機能を有するものに限る。)に型番登録された建材であること</p> <p>(2) カタログ等により、省エネ基準の仕様基準への適合が確認できるもの</p>
ZEH水準	<p>(1) 「子育てエコホーム支援事業」において開口部の改修(「断熱等」の機能を有する者に限る。)に型番登録された建材のうち、一戸建ての住宅においては性能区分B以上、共同住宅においては性能区分C以上であること</p> <p>(2) カタログ等により、ZEH水準の仕様基準への適合が確認できるもの</p>

※国の「子育てエコホーム支援事業」は、2025年度は「子育てグリーン住宅支援事業」になりましたので、同事業に型番登録された建材も可。次ページ2、3も同様です。

下記ホームページから対象となる建材を検索することができます。

「子育てエコホーム支援事業」の型番リスト

<https://kosodate-ecohome.mlit.go.jp/material/>

「子育てグリーン住宅支援事業」の型番リスト

<https://jutaku-shoene2025.mlit.go.jp/manufacturer/search/#section-aperture>

【次ページに続きます】

## 2 躯体等（外壁、屋根、天井または床）の断熱改修工事

区分	仕様（それぞれにつき各号のいずれかに該当する断熱材であって、厚さ等がそれぞれの仕様基準に適合すること）
省エネ基準	<p>（1）「子育てエコホーム支援事業」において登録されている建材であること</p> <p>（2）カタログ等により、省エネ基準の仕様基準への適合が確認できるもの</p>
ZEH水準	<p>（1）「子育てエコホーム支援事業」において登録されている建材であること</p> <p>（2）カタログ等により、ZEH水準の仕様基準への適合が確認できるもの</p>

## 3 設備（高効率給湯器等）の効率化に係る工事

エコ住宅設備の種類 <sup>※1</sup>	適用		仕様・備考
	省エネ基準	ZEH水準	
太陽熱利用システム	○	○	<p>「子育てエコホーム支援事業」において登録されている設備機器であること。又は、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。</p> <p>強制循環式のもので、JIS A 4112:2020 に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。（蓄熱槽がある場合は、JIS A 4113:2021 に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。）</p>
高断熱浴槽	○	○ <sup>※2</sup>	<p>「子育てエコホーム支援事業」において登録されている設備機器であること。又は、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。</p> <p>JIS A5532:2011 に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。</p>

【次ページに続きます】

高効率給湯器			「子育てエコホーム支援事業」において登録されている設備機器であること。又は、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。
電気ヒートポンプ給湯器 (エコキュート)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> ※ <sup>3</sup>	JIS C 9220: 2018に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が3.0以上であること。
潜熱回収型ガス給湯器 (エコジョーズ)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> ※ <sup>3</sup>	給湯暖房器にあっては、給湯部熱効率が94%以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあっては、モード熱効率が83.7%以上であること。
潜熱回収型石油給湯器 (エコフィール)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> ※ <sup>3</sup>	油だき温水ボイラーにあっては、連続給湯効率が94%以上であること。石油給湯機の直圧式にあっては、モード熱効率が81.3%以上であること。石油給湯機の貯湯式にあっては、74.6%以上であること。
ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器 (ハイブリッド給湯器)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率(JGKAS A705)が102%以上であること。
節湯水栓	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> ※ <sup>4</sup>	「子育てエコホーム支援事業」において登録されている設備機器であること。又は、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 JIS B 2061: 2017に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること。 ※ZEH水準にあっては、節湯水栓のうち、浴室シャワー水栓に限る。
燃料電池システム (エネファーム)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。 (燃料電池発電ユニットの後付けも可)
コーディネーション設備	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	ガスエンジン・コーディネーションについては、ガス発電ユニットのJIS基準(JIS B 8122)に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準(LHV基準)で80%以上であること。
蓄電池	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	ピーク時等のエネルギー需要抑制に係る蓄電池部に加え、インバーター、コンバータ、パワーコンディショナ等電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成された機器であること。
LED照明	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	工事を伴うものに限る。

※1 節湯水栓については、設置を行った台数分を補助する。それ以外の設備については、設置を行った設備の種類に応じて戸当たり1台分までを補助対象とする。

※2 「ハイブリッド給湯器、エネファーム、コージェネレーション設備」のいずれかとセットの場合又は「エコキュート、エコフィール、エコジョーズ」のいずれかと節湯水栓（浴室シャワー水栓に限る。）と3つセットの場合に限る。（既設も可）

※3 節湯水栓（浴室シャワー水栓に限る。）と高断熱浴槽と3つセットの場合に限る。（既設も可）

※4 浴室シャワー水栓で、「ハイブリッド給湯器、エネファーム、コージェネレーション設備」のいずれかとセットの場合又は「エコキュート、エコフィール、エコジョーズ」のいずれかと高断熱浴槽と3つセットの場合に限る。（既設も可）

## 地震に対する安全性の確認方法

事業の種類	それぞれにつき各号のいずれかに該当すること	
全体改修 (床面積が300m <sup>2</sup> 超の木造住宅)	ZEH水準	(1) 構造計算により構造安全性が確かめられたもの
全体改修 (床面積が300m <sup>2</sup> 以下の木造住宅)	ZEH水準	(1) 構造計算により構造安全性が確かめられたもの (2) 国土交通省において定める木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準の適合により構造安全性が確かめられたもの
全体改修 (上記以外の住宅) ・ 部分改修	・ 省エネ基準	(1) 昭和56年6月1日以降に着工されたもの (2) 耐震診断（平成18年国土交通省告示第184号別添（大臣が同等と認めた方法を含む））により構造安全性が確かめられたもの (3) 省エネ改修の完了までに耐震改修等を行うもの

## 補助対象者

次の1から3のいずれにも該当するものとします。

- 1 補助対象事業を実施する住宅の所有者（共同住宅における建物の区分所有者を含む。）及び共同住宅の管理組合
- 2 暴力団員（刈谷市暴力団排除条例（平成24年条例第8号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 3 市が賦課徴収を行う税金を滞納していないこと。

## 補助対象経費

補助対象要件について、以下の表により整理します。

区分			対象事業費 <sup>※1</sup>
共通			<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅についてBELSによる評価等を受けるために必要な費用</li> <li>・国、地方公共団体その他の者が行う補助制度を受けた、または受ける予定がある場合、その補助制度の対象経費は除く</li> </ul>
省エネ診断			<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ診断に係る費用</li> <li>・省エネ診断に必要となる調査のための費用</li> </ul>
省エネ設計・改修	省エネ設計		<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ改修を行うために必要な調査、設計又は計画に係る費用</li> </ul>
	省エネ改修	全体改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開口部の断熱改修工事に係る費用</li> <li>・躯体等（外壁・屋根・天井・床）の断熱改修工事<sup>※2</sup>に係る費用</li> <li>・設備（高効率給湯器等）の効率化工事に係る費用<sup>※3</sup></li> <li>・省エネ化による建築物の重量化に伴う構造補強工事に係る費用<sup>※4</sup></li> <li>・その他必要と認める費用</li> </ul>
	省エネ改修	ZEH 水準	
	部分改修	省エネ基準	
		ZEH 水準	

※1 モデル工事費がある場合は、モデル工事費を上限とする。モデル工事費がない場合は、実際に要した工事費を加算する。

※2 塗装工事は対象外。

※3 開口部及び躯体等の断熱改修工事に係る費用の合計額を上限とする。

※4 構造安全性を満たし、ZEH 水準の全体改修とあわせて構造補強工事を行う場合に限る

## モデル工事費

### 1 開口部(窓、ドア)の断熱改修工事

部位	対象となる改修工事		モデル工事費	
	工事種別	工事規模 <sup>※3</sup>	省エネ基準	ZEH水準
窓	ガラス交換 <sup>※1</sup>	大	1.4 m <sup>2</sup> 以上	72,000 円/枚
		中	0.8 m <sup>2</sup> 以上 1.4 m <sup>2</sup> 未満	48,000 円/枚
		小	0.1 m <sup>2</sup> 以上 0.8 m <sup>2</sup> 未満	24,000 円/枚

【次ページに続きます】

窓	内窓設置 <sup>※2</sup> ・外窓交換	大	2.8 m <sup>2</sup> 以上	184,000 円/箇所	248,000 円/箇所
		中	1.6 m <sup>2</sup> 以上 2.8 m <sup>2</sup> 未満	144,000 円/箇所	192,000 円/箇所
		小	0.2 m <sup>2</sup> 以上 1.6 m <sup>2</sup> 未満	120,000 円/箇所	160,000 円/箇所
ドア	ドア交換	大	開戸: 1.8 m <sup>2</sup> 以上 引戸: 3.0 m <sup>2</sup> 以上	272,000 円/箇所	360,000 円/箇所
			開戸: 1.0 m <sup>2</sup> 以上 1.8 m <sup>2</sup> 未満 引戸: 1.0 m <sup>2</sup> 以上 3.0 m <sup>2</sup> 未満	240,000 円/箇所	320,000 円/箇所
		小			

※1 ガラスの交換は、個所数ではなく、交換するガラス1枚あたりに補助とする。

※2 内窓交換を含む。

※3 工事規模は、次に掲げる寸法を基準とする。

- ① ガラス交換：ガラスの寸法
- ② 内窓設置・外窓交換：内窓または外窓のサッシ枠の枠外寸法
- ③ ドア交換：開戸または引戸の戸枠の枠外寸法

## 2 軀体等（外壁、屋根、天井または床）の断熱改修工事

部位	断熱材の区分		モデル工事費	
			省エネ基準	ZEH水準
外壁	A～C	A～C区分： 熱伝導率 (W/m·K) 0.052～0.035	149,000 円/m <sup>3</sup>	201,000 円/m <sup>3</sup>
	D～F		224,000 円/m <sup>3</sup>	302,000 円/m <sup>3</sup>
屋根・ 天井	A～C	D～F区分： 熱伝導率 (W/m·K) 0.034 以下	53,000 円/m <sup>3</sup>	72,000 円/m <sup>3</sup>
	D～F		91,000 円/m <sup>3</sup>	123,000 円/m <sup>3</sup>
床	A～C	熱伝導率 (W/m·K) 0.034 以下	184,000 円/m <sup>3</sup>	245,000 円/m <sup>3</sup>
	D～F		276,000 円/m <sup>3</sup>	368,000 円/m <sup>3</sup>

### 3 設備（高効率給湯器等）の効率化に係る工事

工事内容	モデル工事費 (省エネ基準・ZEH水準共通)
太陽熱利用システム	452,000 円/戸
高効率給湯器	416,000 円/戸
電気ヒートポンプ給湯器（エコキュート）	263,000 円/戸
潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）	
潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）	
ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器 (ハイブリッド給湯器)	
節湯水栓	57,000 円/台

## 補助金の額

次の表に掲げる区分に応じ、定める額（1,000 円未満の端数が生じた場合は切捨て）とします。

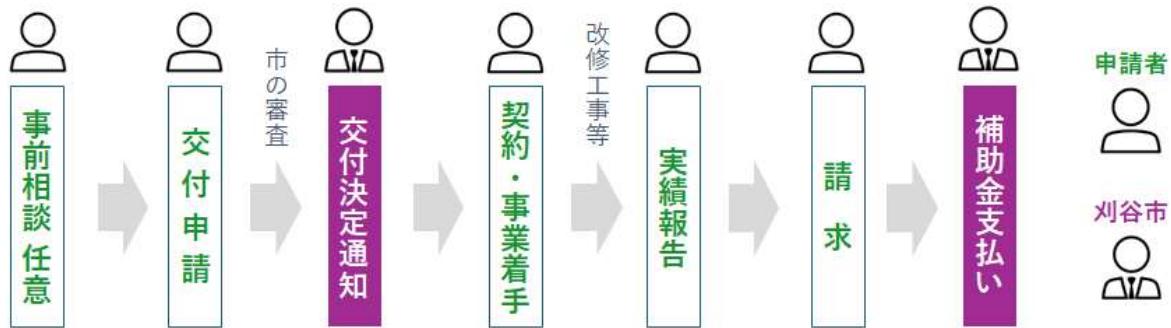
補助金の交付は、同一の住宅において、それぞれの事業につき1回を限度とする。

区分	補助額	上限額
省エネ診断	補助対象経費の3分の2	12 万円
省エネ設計・改修	省エネ基準	補助対象経費の5分の2
	ZEH 水準	補助対象経費の5分の4

## 申請の手続

### 交付申請から実績報告までの流れ

交付申請から実績報告までの流れについては、以下のとおりです。



- ※ 交付決定通知前に契約・事業着手した場合は、補助金の交付を受けることができません。
- ※ 交付申請は、事業着手予定日の **3週間前**までに申請してください。
- ※ 補助金の交付は予算の範囲内で先着順に行います。

### 交付申請

補助対象住宅に係る当初の請負契約を締結する前に、交付申請書（様式第1号。刈谷市HPよりダウンロード）に必要事項を記入し、次の表に掲げる必要書類を添えて、刈谷市建築課まで提出してください。

なお、【記載例】は16ページをご確認ください。

【次ページに続きます】

必要書類一覧表

省エネ 診断	計画策定・ 省エネ改修	名称
○	○	刈谷市民間住宅省エネ改修等補助金交付申請書（様式第1号）
○		住宅の省エネ診断 補助対象事業費 内訳書（様式第1号別紙1）
	○	住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び住宅の省エネ改修 補助対象事業費 内訳書 (省エネ基準の場合 様式第1号別紙2) (ZEH水準の場合 様式第1号別紙3)
	○	建築確認済証写し又は建築確認年月日及び延べ面積が分かる書類
○	○	位置図（住宅の配置が分かる住宅地図等）
	○	改修する部屋、改修する部位、補助対象の建材・設備等を表示した関係図面 ※1
○		見積書等の省エネ診断に要する経費が確認できる書類の写し ※2
	○	省エネ改修工事に係る見積書の写し ※2 (省エネ改修に係る費用及び補助対象の建材、設備等の内訳、仕様等が確認できるもの)
	△	(全体改修の場合) BELSによる評価等を受けていることを証する書類(交付申請時点でBELSによる評価等の取得ができていない場合は、評価申請書及び添付書類一式)
	△	(ZEH水準を満たす全体改修と併せて構造補強工事を実施する場合) 壁量計算書、構造計算書等構造安全性が確認できる書類
○	○	住宅の所有者が分かる書類（登記事項証明等）
○	○	現況写真等 (省エネ診断の場合は全景写真、省エネ改修の場合は全景写真及び改修する部位の写真)
	△	地震に対する安全性が確認できる書類又は本工事に併せて耐震改修を行うことが確認できる書類(7ページの表参照。部分改修等で建築年度が昭和56年6月1日以降であることが分かる書類が他にあれば不要)
△	△	その他、必要に応じて市長が指定する書類

△は、条件により必要な書類です。

※1 平面図、立面図、断面図等の工事図面をご提出ください。

※2 内訳書（別紙1、別紙2、別紙3のいずれか）と整合性が図れるように施工部位ごとの明細が分かるものをご提出ください。

また、社印入りかつ宛名がフルネームのものをご提出ください。

## 変更承認申請（該当者のみ）

刈谷市から交付の決定を受けた方で、当該決定に係る内容を変更しようとする場合は、変更交付申請書（様式第3号。刈谷市HPよりダウンロード。）に変更となる事項がわかる書類を添えて、刈谷市建築課まで提出してください。

ただし、軽微な変更（補助金の額に変更がない経費配分や施工箇所の変更など）の場合、変更申請は不要です。その場合、完了実績報告時に、変更内容がわかる書類を添付してください。

なお、6か月末満の工事完了予定日の延長（交付の決定した年度の2月末日までの延長に限る。）の場合は、不要とします。

なお、【記載例】は20ページをご確認ください。

## 計画の中止等（該当者のみ）

刈谷市から交付の決定を受けた方で、補助事業を中止（廃止）する場合は、中止（廃止）届（様式第5号。刈谷市HPよりダウンロード）を刈谷市建築課まで提出してください。

なお、【記載例】は21、22ページをご確認ください。

## 実績報告

事業の完了後30日以内又は2月末日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第7号。刈谷市HPよりダウンロード）に必要事項を記入し、次の表に掲げる必要書類を添えて、刈谷市建築課まで提出してください。

なお、【記載例】は23ページをご確認ください。

### 必要書類一覧表

省エネ 診断	計画策定・ 省エネ改修	名称
○	○	刈谷市民間住宅省エネ改修等補助事業完了実績報告書 (様式第7号)
○	○	請負契約書写
○	○	領収書等写 ※1
△		(BELSによる評価等を受けるために必要な費用を補助対象経費とした場合) BELSによる評価等を受けていることを証する書類
	○	工事施工中の写真 ※2
	○	工事完了後の写真 ※2 (仕様が分かる写真（製品型番号など）を添付)
	○	施工チェックリスト（様式第7号別紙）
	○	出荷証明書 ※3
△	△	その他、必要に応じて市長が指定する書類

△は、条件により必要な書類です。

※1 発注者（申請者）から請負者（工事施工者）へ工事代金を支払ったことが金融機関等の第三者により公的に証明できる書類を添付してください。

### ※2 撮影箇所の例

工事の種類	施工中	施工後
開口部	・開口部を撤去した時点の写真	・開口部を設置完了した写真
躯体等	・仕上げ材等を撤去し、断熱材を設置している写真	・周辺の仕上げ等含め、工事が完了した後の写真
設備	・既存設備がある場合、既存設備を撤去した時点の写真 ・LED 照明については、工事施工中の写真	・設備設置後の写真 ・型番の拡大写真

写真の撮影方法については、様式第7号別紙の施工チェックリスト(24ページ)もあわせてご確認ください。

※3 出荷証明書または納品書など、品番または型番、及び数量がわかるものとしてください。

## 交付決定の取消し及び補助金の返還

---

交付決定者が次のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金を返還いただくことになります。

- 1 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- 2 関係法令に違反する行為があったとき。

## 記載例

---

各種申請における記載例を次ページ以降に掲示しますので、ご確認ください。

## 刈谷市民間住宅省エネ改修等補助金交付申請書

年 月 日

刈谷市長

申請者 住 所 ○○市○○町1-1  
 氏 名 刈谷 太郎  
 電話番号 (○○○○) ○○-○○○○

刈谷市民間住宅省エネ改修等補助事業を実施したいので下記のとおり申請します。  
 なお、補助金の交付に当たり、市が税務資料の閲覧を行うことに同意します。

記

## 1 概要

住宅	所在地	〒○○○-○○○○ 刈谷市○○町○○-○○		
	建築時期	平成○年頃 (築 年)	階数	○階建て
	構造	木造	延べ面積	○○○ m <sup>2</sup>
工事着手予定日	令和○年○月○日	工事完了予定日	令和○年○月○日※当該年度の2月末日以前の日	
補助金の受領方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人受領 <input type="checkbox"/> 代理受領	どちらか		
通知書の送付先	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者住所 <input type="checkbox"/> 実施業者所在地	<input type="checkbox"/> その他 ( ) いずれか		

## 2 実施業者

業者名	株式会社○○○○○	担当者名	○○ ○○
所在地	〒○○○-○○○○ ○○市○○町○○-○○	電話番号	(○○○○) ○○-○○○○

## 3 補助申請内容（該当する項目の□にチェック☑して確認してください。）

補助を受けるには各補助要件を満たすことが必要です。

補助金の種類	<input type="checkbox"/> 住宅の省エネ診断 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び住宅の省エネ改修	どちらか	
省エネ改修の内容 (省エネ改修の場合)	<p>【適応させる省エネレベル】  <input checked="" type="checkbox"/> 省エネ基準 <input type="checkbox"/> ZEH水準</p> <p>【改修の範囲】  <input type="checkbox"/> 全体改修 (省エネ基準又はZEH水準を満たす旨のBE) <small>を受けていることを証する書類の添付あり</small>  <input checked="" type="checkbox"/> 部分改修 (各建材・設備等が仕様規定に適合)</p> <p>【改修する部位】  <input checked="" type="checkbox"/> 既存開口部 (窓・ドア) の断熱改修 <input type="checkbox"/> 高効率給湯器の設置 <input type="checkbox"/> コージェネレーション設備の設置  <input type="checkbox"/> 車体等の断熱改修 <input type="checkbox"/> 節湯水栓の設置 <input type="checkbox"/> 蓄電池の設置  <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システムの設置 <input type="checkbox"/> 燃料電池システムの設置 <input checked="" type="checkbox"/> LED照明の設置  <input type="checkbox"/> 高断熱浴槽の設置         </p>		
該当するものすべて			
補助対象経費	○○○○○○○○円 <small>※工事費から対象外経費を除いた金額を記入</small>		
補助対象外経費	他制度適用 (該当のある場合のみ記入)	補助金名 (実施主体)	他制度の補助対象経費 円

## 4 申請者による確認（必ず申請者自ら次の項目を確認の上、下記項目□にチェック☑してください。）

- 本申請書の記載内容に虚偽はありません。
- 事業を実施する住宅は、市内に所在する住宅です。
- 地震に対する安全性が別表第1-2に定めるいずれかの方法により確認できています。
- 事業を実施する住宅は、現にZEH水準を満たしていません。
- 無断熱から省エネ基準・ZEH水準、又は省エネ基準からZEH水準への改修を行います。
- 住宅の所有者です。
- 刈谷市暴力団排除条例に規定する暴力団員等に該当する者ではありません。
- 市が賦課徴収を行う税金の滞納はありません。
- これまで国・地方自治体から本事業と同様の補助金を受けたことはありません。
- 自ら居住するために行う断熱改修工事等であり、建築基準法等の関係法令に適合しています。
- 本事業の補助を受けるのはいずれも1回目です。
- 設備の効率化に係る補助額は開口部や車体等の断熱化に係る補助額以下となっています。
- 別表第3に定める提出書類及び添付書類に不足がないことを確認しました。

様式第1号別紙1 (第7条関係)

住宅の省エネ診断 補助対象事業費 内訳書

項目	費用	
診断に係る費用①	〇〇〇, 〇〇〇	円
診断のための調査に係る費用②	〇〇〇, 〇〇〇	円
B E L S による評価等に係る費用③	〇〇〇, 〇〇〇	円
合計 (①+②+③)	〇〇〇, 〇〇〇	円

補助金交付申請額 (上限12万円) (①+②+③) × 2 / 3 (1,000円未満は切り捨て)	〇〇〇, 〇〇〇	円
---	----------	---

12万円と (①+②+③) × 2 / 3を比べて、  
低い方の金額を記入してください。

## 住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び住宅の省エネ改修 補助対象事業費 内訳書

対象建物	戸建て住宅	省エネ性能	省エネ基準相当	補助率	2 / 5
------	-------	-------	---------	-----	-------

補助対象工事			数量		モデル工事費（単価）		モデル工事費による工事費（小計）		実際の工事費						
			大	枚	72,000	円/枚		円		円					
			中							円					
			小							円					
A 開口部や 躯体等の 断熱化に 係る改 修工事	既存開口 部の断熱 改修	窓	ガラス 交換												
			内窓 設置	大	箇所	184,000	円/箇所		円	円					
			内窓 設置	中	箇所	144,000	円/箇所		円	円					
			内窓 設置	小						円					
			外窓 交換	大						円					
			外窓 交換	中						円					
			外窓 交換	小	箇所	120,000	円/箇所		円	円					
			ドア	大	箇所	272,000	円/箇所		円	円					
				小					円	円					
			既存外壁、屋根・ 天井、床の断熱 (使用する断熱材 の区分に応じた欄 に数量を記載して ください。)	A-C						円					
				D-F	㎥	224,000	円/㎥		円	円					
				屋根・ 天井	A-C	㎥	53,000	円/㎥		円					
				D-F	㎥	91,000	円/㎥		円	円					
				床	A-C	㎥	184,000	円/㎥		円					
				D-F	㎥	276,000	円/㎥		円	円					
			A の合計額 (①) ※「モデル工事費」と「実際の工事費」のうち、いずれか低い額の計							円					
B 設備の効率化に 係る工事	太陽熱利用システム			式	452,000	円/戸		円		円					
	高断熱浴槽			式	416,000	円/戸		円		円					
	高効率給湯器			式	263,000	円/戸		円		円					
	節湯水栓			台	57,000	円/台		円		円					
	燃料電池システム			台						円					
	家庭用コーポレーション設備			式						円					
	蓄電池			式						円					
	LED照明			式						円					
B の合計額 ※「モデル工事費」と「実際の工事費」のうち、いずれか低い額の計										円					
B ≦ A に補正 (②)										円					
その他 (③)	省エネ化のための計画の策定に係る費用									円					
	BELSによる評価等に係る費用									円					
	諸経費等（諸経費等を別項目としている場合に記入）									円					
	値引き（値引きを別項目としている場合に記入）									円					
小計 (① + ② + ③) (④)										円					
補助金額の算定 (⑤)				④ × 補助率 (2 / 5) ※千円未満切り捨て						円					
上限額 (⑥)									300,000	円					
補助申請額 (⑤、⑥のいずれか低い額)										円					

※諸経費等、値引きの項目に記載する金額は、全体工事費に占める補助対象工事費の率で按分した金額となります。  
※消費税は補助対象工事費用に含まれませんので、補助申請額の算定には消費税を除く金額を記入してください。

## 住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び住宅の省エネ改修 補助対象事業費 内訳書

対象建物	戸建て住宅	省エネ性能	ZEH水準相当	補助率	4 / 5
------	-------	-------	---------	-----	-------

補助対象工事			数量		モデル工事費（単価）		モデル工事費による工事費（小計）		実際の工事費							
該当する色付きセルを記入してください			大	枚	96,000	円/枚	円	円	円	円						
該当する工事について、数量と工事費を記入してください			中							円						
			小							円						
A 開口部や躯体等の断熱化に係る改修工事	既存開口部の断熱改修	窓	内窓設置	大	箇所	248,000	円/箇所	円	円	円						
			中	箇所	192,000	円/箇所	円	円	円	円						
			小							円						
		外窓交換	大							円						
			中							円						
			小	箇所	160,000	円/箇所	円	円	円	円						
		ドア	大	箇所	360,000	円/箇所	円	円	円	円						
			小							円						
										円						
		既存外壁、屋根・天井、床の断熱（使用する断熱材の区分に応じた欄に数量を記載してください。）	外壁	A-C						円						
			D-F	m	302,000	円/m	円	円	円	円						
			屋根・天井	A-C	m³	72,000	円/m³	円	円	円						
			D-F	m³	123,000	円/m³	円	円	円	円						
		床	A-C	m³	245,000	円/m³	円	円	円	円						
			D-F	m³	368,000	円/m³	円	円	円	円						
A の合計額 (①) ※「モデル工事費」と「実際の工事費」のうち、いずれか低い額の計									円							
B 設備の効率化に係る工事	太陽熱利用システム		式	452,000	円/戸	円	円	円	円	円						
	高断熱浴槽		式	416,000	円/戸	円	円	円	円	円						
	高効率給湯器		式	263,000	円/戸	円	円	円	円	円						
	節湯水栓		台	57,000	円/台	円	円	円	円	円						
	燃料電池システム		台							円						
	家庭用コージェネレーション設備		式							円						
	蓄電池		式							円						
	LED照明		式							円						
B の合計額 ※「モデル工事費」と「実際の工事費」のうち、いずれか低い額の計									円							
B≤Aに補正 (②)									円							
その他 (③)	省エネ化のための計画の策定に係る費用									円						
	BELSによる評価等に係る費用									円						
	諸経費等（諸経費等を別項目としている場合に記入）									円						
	値引き（値引きを別項目としている場合に記入）									円						
小計 (①+②+③) (④)									円							
補助金額の算定 (⑤)			④×補助率 (4/5)		※千円未満切り捨て				円							
上限額 (⑥)									700,000 円							
補助申請額 (⑤、⑥のいずれか低い額)									円							

※諸経費等、値引きの項目に記載する金額は、全体工事費に占める補助対象工事費の率で按分した金額となります。  
※消費税は補助対象工事費用に含まれませんので、補助申請額の算定には消費税を除く金額を記入してください。

様式第3号（第9条関係）

刈谷市民間住宅省エネ改修等補助金変更交付申請書

年 月 日

刈谷市長

補助決定者 住 所 ○○市○○町1-1  
氏 名 刈谷 太郎  
電話番号 (○○○○) ○○-○○○○

令和○○年○○月○○日付け△△第△△号で交付決定を受けた補助金について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

変更前交付決定額	○○○,○○○円
変更後交付申請額	○○○,○○○円
差引額	○○○,○○○円
完了予定期	(変更前) 年 月 日 (変更後) 年 月 日
その他の変更事項	
変更理由	○○○工事を追加したため。

変更する項目を記入してください。

様式第5号（第10条関係）

刈谷市民間住宅省エネ改修等補助事業中止（廃止）届

年 月 日

刈谷市長

補助決定者 住 所 ○○市○○町1-1  
氏 名 刈谷 太郎  
電話番号 (○○○○) ○○-○○○○

令和○○年○○月○○日付け△△第△△号で補助金の交付決定を受けた事業について、下記により中止（廃止）したいので届出します。

記

住 宅 の 所 在 地	<u>刈谷市○○町○○一○○</u>
中 止（廃 止）の 理 由	<u>体調不良により、工事を延期するため。 工事が年度内に完了しないため。 など</u>

様式第6号（第11条関係）

刈谷市民間住宅省エネ改修等補助金交付申請取下届

年 月 日

刈谷市長

補助決定者 住 所 ○○市○○町1-1  
氏 名 刈谷 太郎  
電話番号 (○○○○) ○○-○○○○

令和○○年○○月○○日付け△△第△△号で交付決定を受けた補助金について、下記により交付申請を取り下げたいので届出します。

記

住 宅 の 所 在 地	刈谷市○○町○○一○○
取 下 げ の 理 由	他の補助制度の補助額のほうが高かったため。

完了日から30日以内または2月末日の  
いずれか早い日までに提出してください。

様式第7号（第12条関係）

刈谷市民間住宅省エネ改修等補助事業完了実績報告書

年 月 日

刈谷市長

補助決定者 住 所 ○○市○○町1-1  
氏 名 刈谷 太郎  
電話番号 (○○○○) ○○-○○○○

令和○○年○○月○○日付け△△第△△号で補助金の交付決定を受けた事業について、下記のとおり完了したので報告します。

記

住 宅 の 所 在 地	刈谷市○○町○○一○○
補 助 金 の 額	○○○, ○○○円
完 了 日	令和○○年○○月○○日

支払を完了した日付を  
記入してください。

□を記入してください。  
すべて適合するように工事を実施してください。

## 施工チェックリスト

## 1 共通項目 (項目にチェック☑してください。)

適合	項目
<input checked="" type="checkbox"/>	施工中・施工後の写真を撮影した
<input checked="" type="checkbox"/>	使用資材が別表1の基準に適合しているとわかるように写真を撮影した
<input checked="" type="checkbox"/>	断熱改修を行った開口部について、1箇所ごとに写真を撮影した

## 2 天井を改修する場合

(項目にチェック☑してください。天井を改修しない場合はチェック不要です。)

適合	項目
<input type="checkbox"/>	断熱材を隙間なく施工した
<input type="checkbox"/>	天井面の断熱材は、防湿フィルムを室内側に施工した ※防湿フィルムの施工が不要な断熱材を用いた場合を除く ただし、施工不要理由が分かる資料（カタログ等）を添付すること
<input type="checkbox"/>	天井は、内装下地を塞ぐ前に断熱材施工がわかるように写真を撮影した

該当する工事について、□を記入してください。

## 3 壁・床（基礎）を改修する場合

(項目にチェック☑してください。壁・床（基礎）を改修しない場合はチェック不要です。)

適合	項目
<input type="checkbox"/>	断熱材を隙間なく施工した
<input type="checkbox"/>	防湿フィルムの耳部分は、柱や間柱の見付け面に留めた ※防湿フィルムの施工が不要な断熱材を用いた場合を除く ただし、施工不要理由が分かる資料（カタログ等）を添付すること
<input type="checkbox"/>	外壁と床（基礎）の取り合い部、間仕切り壁と床の取り合い部に気流止めを施工した
<input type="checkbox"/>	壁・床（基礎）の施工は、内装下地を塞ぐ前に断熱材施工がわかるように写真を撮影した

## 4 設備の効率化工事をする場合

(項目にチェック☑してください。設備の効率化工事をしない場合はチェック不要です。)

適合	項目
<input checked="" type="checkbox"/>	機器の仕様に適合するよう適切に施工した
<input checked="" type="checkbox"/>	不可視部分を塞ぐ前に施工状況がわかるように写真を撮影した

上記内容について施工内容等と相違ないことを確認しました。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

会社名 株式会社〇〇〇〇

担当者名 〇〇 〇〇

様式第8号（第13条関係）

刈谷市民間住宅省エネ改修等補助金代理請求及び代理受領同意書

年 月 日

刈谷市長

補助決定者 住 所 ○○市○○町1-1  
氏 名 刈谷 太郎  
電話番号 (○○○○) ○○-○○○○

令和○○年○○月○○日付け△△第△△号で交付決定を受けた補助金について、下記の者が請求し、及び受領することに同意します。

記

住 宅 の 所 在 地		刈谷市○○町○○一○○
実施業者	所 在 地	△△市○○町△一△
	会 社 名	<u>株式会社○○○○</u> <span style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">役職名も記入してください。</span>
	代表者氏名	<u>代表取締役 ○○ ○○</u>
	電 話 番 号	<u>○○○○-○○-○○○○</u>
	補 助 金 の 額	<u>○○○, ○○○ 円</u>

## よくある質問

### ○補助制度に関すること

Q1 他の補助金等と併用することはできますか。

A1 住宅用地球温暖化対策設備設置費補助制度(環境推進課所管)については、当該補助制度が対象とする部分に係る経費を対象経費から除くことで制度を併用することは可能です。

また、以下に例示した国から交付される省エネ改修等に係る補助については、補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合などに限って当該補助制度が対象とする部分に係る経費を対象経費から除くことで併用することができます。

- ・ 住宅省エネ2025キャンペーン（国）  
「子育てグリーン住宅支援事業」、「先進的窓リノベ事業」、「給湯省エネ事業」
- ・ 既存住宅における断熱リフォーム支援事業（国）
- ・ 住宅エコリフォーム推進事業（国）  
(※ただし、上記の国から交付される補助金については、工事契約や工期が別であることなどの条件が付される場合がありますので、併用をご検討の場合は、各制度のお問い合わせ窓口へご確認ください。)

Q2 住宅の所有者以外でも補助を受けることができますか。

A2 できません。

個人、法人等は問いませんが、省エネ診断、設計・改修を実施する住宅の所有者（共同住宅の区分所有者を含む。）又は共同住宅の管理組合が補助対象者です。（委任状または代理受領同意書の提出があった場合を除く）

Q3 管理組合が複数戸をまとめて申請することはできますか。

A3 可能です。

共同住宅の申請は区分所有者により戸毎に申請していただくほか、管理組合により一申請で複数戸について申請することも可能です。その場合、各戸の内訳が分かる書類の添付が必要です。

なお、管理組合が申請を行う場合には、区分所有法第39条第1項に規定する集会決議のうち、管理組合として補助申請することを決議したときの議事録や議決書の写しの添付が必要になります。

Q4 併用住宅は補助対象となりますか。

A4 店舗等の用途を兼ねるものについては、店舗等の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満の場合に限り、住宅部分について実施する省エネ診断、省エネ設計・改修は補助の対象となります。

Q5 BELSなどの第三者評価はいつまでに取得する必要がありますか。

A5 完了実績報告までに取得する必要があります。

Q6 省エネ改修を行うにあたっては診断又は設計を必ず行う必要がありますか。

A6 省エネ改修を実施するにあたって省エネ診断、省エネ設計の実施は必須ではありません。

#### ○補助対象工事等について

Q7 設備の効率化に係る工事のみでも補助対象となりますか

A7 対象になりません。

設備の効率化に係る工事については、開口部・躯体等の断熱化工事と同額以下である必要があります。

Q8 既設設備の更新も補助対象となりますか。

A8 改修後の設備が省エネ基準又はZEH水準を満たす場合には対象となります。ただし、既設の設備が仕様基準を満たしており、同基準の設備に更新する場合には対象なりません。

Q9 増築にあたって既存部分の診断、設計・改修を行う場合は補助対象となりますか。

A9 対象になります。

既存住宅の省エネ診断、設計・改修に係るもののみが補助対象となります。そのため、増築部分との接続部等における開口部の改修等は含むことができません。